

防府市公金保全対策委員会設置要綱

平成13年12月25日制定

(目的)

第1条 防府市公金の保全対策を検討するため防府市公金保全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について研究し、対応策を検討する。

- (1) 歳計現金・歳計外現金
- (2) 制度融資に係る預託金
- (3) 各種基金
- (4) 金融機関の経営状況
- (5) その他、公金の管理運用に関すること

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、会計課長をもって充てる。
- 3 副会長は、財政課長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる課の課長職にある者をもって充てる。
 - (1) 当該基金を所管する課
 - (2) 当該預託金を所管する課
 - (3) 市営住宅入居敷金、市有住宅入居敷金及び市有三世代住宅入居敷金を所管する課並びに上下水道局財務課
- 5 会長は、必要の都度委員会を招集する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 委員会に会長の指示する事項を調査・研究させるため、幹事会を設ける。

- 2 幹事長は、会計課長補佐をもって充てる。
- 3 幹事は、前条第4項各号に掲げる課において、資金管理を担当する課長補佐又は係長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じ関係者から意見を聴取する。

(専門部会)

第5条 金融機関の経営状況等を専門的に検討させるため、幹事会の下に、専門部会を設ける。

2 部会員は、会計課、財政課、商工振興課及び上下水道局財務課において資金管理を担当する課長補佐又は係長をもって充てる。

3 専門部会は、必要に応じ部会員以外の幹事の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政課及び会計課が担当する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

委員及び幹事 所管課一覧表

1 当該基金を所管する課（第3条第4項第1号関係）

所管課	基金
政策推進課	防府市庁舎建設基金
	防府市公共施設等整備基金
	防府市ふるさと振興基金
	防府市成長再生推進基金
	防府市地方創生推進基金
財政課	防府市財政調整基金
	防府市減債基金
人事課	防府市職員退職手当基金
地域振興課	防府市国際交流基金
保険年金課	防府市国民健康保険基金
くらし環境課	防府市交通災害共済基金
	防府市営墓園管理基金
高齢福祉課	防府市社会福祉事業振興基金
	防府市介護給付費準備基金
農林漁港整備課	防府市グリーン推進基金
商工振興課	防府市ふるさと応援基金
競輪局	防府市競輪場施設整備基金
教育総務課	防府市教育振興基金
	防府市奨学金貸付基金
	高等学校入学準備金貸付基金
文化振興課	防府市文化財保護活用基金

2 預託金を所管する課（第3条第4項第2号関係）

所管課	預託金
地域振興課	野島海運運転資金預託金
商工振興課	勤労者融資資金預託金
	勤労者持家促進資金預託金
	中小企業勤労者小口資金及び離職者緊急対策資金預託金
	中小企業振興資金預託金
	商工組合中央金庫預託金

3 市営住宅入居敷金、市有住宅入居敷金及び市有三世代住宅入居敷金を所管する課（第3条第4項第3号関係）

所管課	所管名
建築課	市営住宅入居敷金
	市有住宅入居敷金
	市有三世代住宅入居敷金